

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	鉄道の安全性向上設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金又は鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道施設の老朽化対策部分に限る。）の交付を受けて取得した鉄道の安全性向上設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の内容 <p>固定資産税：課税標準5年間1/3</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第15項 地方税法施行令規則附則第11条第22項 地方税法施行規則附則第6条第34項、第35項、第36項</p>		
減収見込額	<p>(初年度) - (▲ 1 1 9) (平年度) - (▲ 1 5 0) (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 地域鉄道事業者が、引き続き、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを提供していくことができるよう、経営基盤の厳しい地域鉄道事業者の安全性の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 輸送の安全確保は鉄道において最大の使命であるが、本格的な少子高齢化の進展等により、地域鉄道を取り巻く近年の経営環境は極めて厳しく、安全性向上に資する設備投資を鉄道事業者の自助努力のみで賄うことは非常に困難な状況になっている。</p> <p>このような中、地域鉄道事業者が、引き続き、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを提供していくことができるよう、地域公共交通確保維持改善事業費補助金又は鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道施設の老朽化対策部分に限る。）（以下「補助金」という。）の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上設備を対象とした本特例措置の延長が必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案			
		ページ	14—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
	政策の達成目標	地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数 ・目標値：0人（毎年度）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成27年3月31日までの2年間延長
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	平成23年度鉄道運転事故による乗客の死亡者数 0人
有効性	要望の措置の適用見込み	77事業者（補助を受けて施設を整備する地域鉄道事業者）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	補助金を受けて安全性向上設備を取得した場合、新しく取得した安全性向上設備に係る固定資産税が増加し、経営状況の厳しい地域鉄道事業者にとって大きな負担になりかねない。 本特例措置を延長することにより、補助金を受けて新しく取得した安全性向上設備に係る固定資産税について、その負担を軽減することは、鉄道事業者に一層のインセンティブを与え、安全性向上に資する設備投資が促進され、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを安定的に提供できる体制を確保するという政策の達成に大いに有効であると見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 341億円の内数 ・鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道施設老朽化対策） 8,300万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	これら補助制度（地域公共交通維持改善事業費補助又は鉄道施設総合安全対策事業費補助）は、老朽化した施設の更新等の施設整備のための初期投資の負担を軽減するものである一方、本特例措置は、補助を受けて施設を整備した後に増大する固定資産税を軽減することにより、ランニングコストの負担の低減を図るものである。
	要望の措置の妥当性	老朽化した鉄道施設の整備を行うことは、その結果として、固定資産税など維持運営に必要なコストが増加するため、鉄道事業者の投資意欲を阻害することになりかねない。本特例により固定資産税を軽減し負担を軽減することは、鉄道事業者にインセンティブを与え、地域鉄道が暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを安定的に提供できる体制を確保するという政策の達成のための手段としての的確である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>国の補助金等の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上設備（重軌条（レール）交換、コンクリート枕木化、トンネル改修など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度 131 百万円 ・平成 21 年度 138 百万円 ・平成 22 年度 134 百万円 ・平成 23 年度 134 百万円 ・平成 24 年度 139 百万円（見込み）
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>補助金を受けて安全性向上設備を取得した場合、新しく取得した安全性向上設備に係る固定資産税が増加し、経営状況の厳しい事業者にとって大きな負担になりかねない。</p> <p>本特例措置を延長することにより、補助金を受けて新しく取得した安全性向上設備に係る固定資産税について、その負担を軽減することは、鉄道事業者に一層のインセンティブを与え、安全性向上に資する設備投資が促進され、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを安定的に提供できる体制を確保するという政策の達成に大いに有効であると見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地方鉄道事業者のうち、「総合安全対策計画」を策定し、計画的に実行しているものの割合 平成 21 年度 38%→平成 24 年度 70%</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>地方鉄道事業者のうち、「総合安全対策計画」※を策定し、計画的に実行しているものの割合は、上記割合に対して、平成 22 年度 51%、平成 23 年度 87%となっており、目標を達成するとともに、特例措置の拡充（特例率）により、厳しい経営環境の中、遅れがちになる安全性向上に対する設備投資が計画どおり行われている。</p> <p>※平成 22 年度「安全輸送設備整備計画」、平成 23 年度「生活交通改善事業計画」に計画の名称変更。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 11 年度税制改正要望提出（創設） ・平成 13 年度税制改正要望提出（延長） ・平成 14 年度税制改正要望提出（拡充）：ATS 関連設備等に係る特例率を 1/2 から 1/4 へ拡充 ・平成 15 年度税制改正要望提出（延長） ・平成 16 年度税制改正要望提出（拡充）：緊急に実施する保全整備事業により取得する設備に係る特例率を 1/2 から 1/4 へ拡充 ・平成 17 年度税制改正要望提出（延長） ・平成 18 年度税制改正要望提出（拡充）：緊急に実施する ATS 等脱線防止整備により取得する設備に係る特例率を 1/2 から 1/4 へ拡充 ・平成 19 年度税制改正要望提出（延長） ・平成 20 年度税制改正要望提出 補助金の再編に伴う所要の規定の整備 ・平成 21 年度税制改正要望提出（延長）：緊急に実施する保全整備事業により取得する設備に係る特例率を 1/4 から 1/2 へ縮減 ・平成 22 年度税制改正要望提出（拡充）：特例の対象に第三セクターを追加（認められず） ・平成 23 年度税制改正要望提出（延長・拡充）：特例率を 1/2 から 1/3 へ拡充
<p>ページ</p>	<p>14—3</p>